

10月1日より 証明書発行等の手数料が改定されました

西原町では行政サービスの向上を図るため、各種証明書等の発行を迅速化する電算システムや改ざん防止用紙の導入などを行ってきました。しかし、これまで20年余にわたって据え置かれている現行手数料では、経費を賄えない状況となっています。そのため、財源の確保と町の財政基盤の強化を目的として、以下のとおり各種証明書の発行等に関して、手数料の額が変わりました。町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

証明書等の種類	現行手数料	新手数料	担当課
印鑑登録に係る手数料	300円	400円	総務部町民生活課 ☎ 945-5012
印鑑登録証明、住民票の写し、住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書、住民基本台帳法第11条の2に基づく閲覧に係る手数料	200円	300円	
所得証明、納税証明、課税証明、営業証明、扶養証明、資産証明、評価証明、課税台帳の写し、宅地課税証明、建物減失証明、公課証明、地籍併合図の写し、台帳閲覧に係る手数料	200円	300円	総務部税務課 ☎ 945-4729
契約、補助金、交付金等に関する証明に係る手数料	200円	300円	関係各課
国保税納付証明、後期高齢者医療保険料納付証明に係る手数料	200円	300円	福祉部健康推進課 ☎ 945-4791
介護保険料納付証明に係る手数料	200円	300円	福祉部介護支援課 ☎ 945-5013
その他の証明・閲覧に係る手数料	200円	300円	関係各課



11月5日(水)に「沖縄県広域地震・津波避難訓練」を行います

大規模地震・津波の発生を想定し、県民等の避難行動に特化した県下全域を対象とした訓練が実施されます。本訓練では、訓練開始時刻に「防災無線を通じた避難広報」や「緊急速報メール」が実際に配信されます。これは「訓練」ですので間違えないようお願いします。

なお訓練参加を希望する団体は、市町村を通して沖縄県へ報告する必要があるため、下記へ連絡(報告)くださいますようご協力をお願いします。

【実施日時】11月5日(水)10:30~11:30頃

【参加対象団体】市町村、自治会、学校、保育園、福祉施設、宿泊・観光施設、事業所、商業施設のほか津波避難訓練を講じる必要のある公共施設

【お問い合わせ】総務部総務課 ☎945-5011

または沖縄県知事公室 防災危機管理課 ☎866-2143

※※防災無線について※※

「防災無線」で放送された内容(緊急放送・自治会放送など)を聞き漏らした場合、電話で放送内容の確認を行うことができます。

※電話確認する場合は「電話料金」が発生しますのでご注意ください。

◎ 操作手順

①自動電話応答装置 ☎098-944-6081へ電話します。

②日時のとりに録音されたメッセージが順に流れます。(複数録音されている場合は、プッシュ操作でメッセージ選択操作を行います)

【#1】ひとつ前のメッセージに戻る 【#2】現在聞いているメッセージの冒頭に戻る

【#3】次のメッセージを聞く 【#0】最初のメッセージに戻る

③内容を確認したら、電話を切ります。

※録音放送がない場合は、「録音放送なし」のガイダンスが流れます。

平成25年度 健全化判断比率等の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

その法律では、市町村の財政の状態を判断する四つの指標(①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。)及び公営企業(水道・下水道事業など)の経営状況を示す指標(※以下「資金不足比率」と表します。)が定められ、各市町村は毎年その指標を公表することになりました。

平成25年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率及び資金不足比率は黒字となりました。③実質公債費比率は9.2%、④将来負担比率は110.9%で、いずれも早期健全化基準(※用語解説を参照)を下回りました。しかし、西原町の財政状況が厳しいことには変わりはありません。引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営に取り組みます。

【健全化判断比率】

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	14.32%
② 連結実質赤字比率	—	19.32%
③ 実質公債費比率	9.2%	25.0%
④ 将来負担比率	110.9%	350.0%

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

【資金不足比率】

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0%	資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし
土地区画整理事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

【用語解説】

早期健全化基準	基準を超えた場合は「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	基準を超えた場合は「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
経営健全化基準	基準を超えた場合は「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の赤字額の※標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の※標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額の※標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。
将来負担比率	現時点での借入金の残高をはじめ、退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の※標準財政規模に対する比率です。
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模(営業収入)に対する比率です。
※標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。

○この記事に関する情報は、町ホームページでも公表予定ですので、ご覧ください。昨年度の状況や対象となる各会計のイメージ図も掲載しています。

【トップページ左メニューの西原町役場のご案内→財政→平成25年度→平成25年度西原町健全化判断比率等の公表】

【お問い合わせ】 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533